

三九朗病院
リハビリデイサービス a o
運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人三九会が開設するリハビリデイサービス a o (以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業及び指定介護予防通所サービス事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者 (以下「通所介護従事者」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の通所介護従事者は、要介護状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 2 指定介護予防通所サービスの提供にあたっては、事業所の通所介護従事者は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 三九朗病院リハビリデイサービス a o
- 2 所在地 豊田市青木町3丁目183番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管 理 者 1名 (常勤兼務1名)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 2名 (常勤兼務1名 非常勤専従1名)
生活相談員は、指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- 3 看護職員 2名 (常勤兼務1名、非常勤兼務1名)

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理その他必要な業務の提供にあたる。

- 4 機能訓練指導員 4名(常勤専従1名、常勤兼務2名、非常勤兼務1名)
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- 5 介護職員 4名(常勤兼務1名、非常勤専従3名)
従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日
ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時15分から午後5時45分

(利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

サービス提供時間帯1単位目：午前9時30分から午後12時30分 18人
2単位目：午後13時30分から午後16時30分 18人

(指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供方法、内容)

第7条 指定通所介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。

ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。指定介護予防通所サービスの場合、利用料の額は、豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に記載された額とし、当該指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の額とする。

- 1 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護。
- 2 食事に関すること
昼食の提供なし。
- 3 機能訓練に関すること
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- 4 入浴に関すること
入浴サービス提供なし。
- 5 口腔機能向上に関すること
栄養状態の改善、誤嚥性肺炎の防止等のために、必要に応じて口腔機能向上訓練を行う。

6 送迎に関すること

送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。
送迎、移動、移乗動作の介助。

7 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(通所介護計画の作成等)

第9条 指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を十分把握し、通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、署名により同意を得る。尚、計画書は2通作成し、利用者又は家族に交付する。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 4 利用者の状況に応じて3ヶ月に1回、心身状況およびサービス提供状況をモニタリングし、必要に応じて通所介護計画の見直しを行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、指定通所介護及び指定介護予防通所サービスを提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護について、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用料等及び支払いの方法)

第11条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の額とする。指

定介護予防通所サービスの場合、利用料の額は、各市町村における介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等に記載された額とし、当該指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費は、通常の事業の実施区域を越えて1kmごとに25円を徴収する。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) お茶代 200円/1日
 - (2) 前号に掲げるものの他、おむつ代については、利用者が負担することが適当と認められる場合は実費を徴収する。
- 4 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 5 指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第12条 通常の事業の実施地域は、豊田市青木町、平戸橋町、井上町、高町、御船町、亀首町、伊保町、四郷町、上原町、花本町、越戸町、荒井町、京町、東梅坪町、梅坪町、西山町とする。

(契約書の作成)

- 第13条 通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 通所介護従事者等は、指定通所介護及び指定介護予防通所サービスを実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 指定通所介護及び指定介護予防通所サービスを実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 指定通所介護事業所及びは、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年2回
避難訓練	年2回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第18条 契約時において、地域密着型通所介護を利用するにあたり、次の各号に留意していただく旨を説明するものとする。

- 1 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。
- 2 送迎、サービス利用時に関しては、職員の指示に従うこと。
- 3 故意に、施設を汚したり、設備または器物を破損しないこと。事業所は、故意に破損及び汚損した場合は、修理・修繕にかかる費用を利用者等に請求することができるものとする。
- 4 利用時の迷惑行為 他利用者とトラブル、職員へのハラスメント、に関しては、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(秘密保持)

第19条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するものとする。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所の個人情報の取り扱いについては、法人の個人情報保護規程等により適正な方法で取り扱うものとし、保有する個人情報についてはその利用目的の範囲内でできる限り最新かつ正確な内容を保持するよう努めるものとする。
- 4 事業所は、サービス担当会議等において利用者及び家族等の個人情報をを用いる場合は、利用者及びその家族等の同意を予め文書により得るものとする。

(苦情処理)

第20条 管理者は、提供した通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第21条 利用者に対する通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行うものとする。

(事業継続計画)

第22条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第23条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後2か月以内
継続研修 年2回以上
- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿その他必要な帳簿を整備する。
- 3 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人三九会と事業の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

本規程は、平成26年3月1日から改定施行する。

本規定は、平成27年4月1日から改正施行する。

本規定は、平成30年4月1日から改正施行する。

本規定は、平成31年1月1日から改正施行する。

本規定は、平成31年3月11日から改正施行する。

本規定は、令和2年6月1日から改正施行する。

本規定は、令和3年6月1日から改正施行する。

本規定は、令和3年12月1日から改正施行する。

本規定は、令和5年4月1日から改正施行する。

本規程は、令和6年4月10日から改正施行する。

本規定は、令和6年6月30日から改正施行する。